

大崎町スポーツ合宿等奨励金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町で合宿を実施する団体に対し、予算の範囲内において大崎町スポーツ合宿等奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することにより、本町におけるスポーツ合宿等の誘致を図り、もって本町の交流人口の拡大及び地域の活性化に資することを目的とする。

(支給対象)

第2条 奨励金の支給対象は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。ただし、所属する競技団体等の最上位の組織から強化指定選手等に指定され、合宿に係る補助等が支給されている場合は、当該選手を支給対象外として扱う。

- (1) 国内の小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。）に在学する学生及び国外の学生等で構成される運動系又は文科系の団体。
- (2) 国内外の社会人のスポーツ競技部。

(支給要件)

第3条 奨励金の支給対象となる合宿は、次の各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、町長が適当と認めたものとする。

- (1) 町内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）に規定するものをいう）を利用すること。ただし、くにの松原キャンプ場は除く。
- (2) 宿泊日数が延べ20泊以上のものであること。
- (3) 各種大会の開催に係る会議等への参加のみを目的とするものでないこと。ただし、町長が特に認める場合を除く。
- (4) 営利を目的とするものではないこと。
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (6) 公序良俗に反しないものであること。

(奨励金の種類)

第4条 奨励金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊に係る奨励金 延べ宿泊数に応じて定められた奨励金
- (2) 交通費に係る加算金 前号の対象者である合宿者が、第6条で定める発着点と町内宿泊施設間の移動のために、バス、レンタカーを借り上げた場合の借上料に係る奨励金であり、前号の奨励金に加算することができる。

(宿泊に係る奨励金の額及び限度額)

第5条 宿泊に係る奨励金の額は、延べ日数に応じ、次の表に定めた額のとおりとする。ただし、1団体に1回当たり20万円を上限とする。

支給対象	宿泊数 (泊)	支給額 (円)	宿泊数	支給額
第2条に該当する団体	20～29	20,000	120～129	120,000
	30～39	30,000	130～139	130,000
	40～49	40,000	140～149	140,000
	50～59	50,000	150～159	150,000
	60～69	60,000	160～169	160,000
	70～79	70,000	170～179	170,000
	80～89	80,000	180～189	180,000
	90～99	90,000	190～199	190,000
	100～109	100,000	200～	200,000
	110～119	110,000		

(交通費に係る奨励金の加算額及び限度額)

第6条 交通費に係る奨励金の加算額は、次の表及び各号に定めるとおりとする。

発着点	貸切バス (円)	レンタカー (円)
鹿児島空港・宮崎空港 鹿児島中央駅・鹿児島港 鹿児島新港・鴨池港 桜島港・垂水港 志布志港	<p><町内事業者> 1団体当たり 上限 150,000 8割支給</p> <p><町外事業者> 1団体当たり 上限 50,000 8割支給</p>	<p>1台当たり 1日 2,000</p> <p>1団体当たり 上限 20,000</p>

- (1) バス 町内事業者又は町外事業者で借り上げたバスを対象とし、町内事業者は1団体当たり15万円、町外事業者は1団体当たり5万円を上限とし、それぞれバス借上料の8割(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算できるものとする。
- (2) レンタカー 上限を2万円とし、1日当たり2千円を加算するものとする。

(申請方法)

第7条 奨励金の支給申請をしようとする団体は、大崎町スポーツ合宿等奨励金支給申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、合宿開始7日前までに町長に提出しなければならない。ただし、特に町長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 宿泊者名簿 宿泊者の学生・社会人の別、それぞれの宿泊数が記載された名簿
- (2) バス運送申込書 利用月日、車両種別、料金が記載された申込書

- (3) レンタカー申込書 利用月日, 車両種別, 料金が記載されている予約状況が確認できる書類
(支給決定)

第8条 町長は, 前条の規定による申請があったときは, 当該申請書に記載された事項の審査を行い, 適当と認めるときは奨励金を支給するものとする。

(奨励金の返納)

第9条 町長は, 宿泊に係る奨励金について以下に該当する場合は, 返納または減額をするものとする。

- (1) 合宿終了後に宿泊証明書(第2号様式)により延べ宿泊日数を確認し, 奨励金の額に5割を超える減額がある場合は, 減額分を返納させるものとする。ただし, 延べ宿泊数により算出された奨励金の申請額が20,000円の場合は返納を求めない。
- (2) 合宿後の奨励金振込支給の場合は, 宿泊証明書(第2号様式)により延べ宿泊日数を確認し, 実績により減額があった場合は, その差額を減額し支給するものとする。
- (3) 交通費に係る奨励金については, 借上実績により減額があった場合は, その差額を返納させるものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか, 必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は, 令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は, 令和4年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は, 令和6年6月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

大崎町スポーツ合宿等奨励金支給申請書

団体名及び種目名	(種目名)		
住所			
代表者名			
合宿目的			
合宿期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (泊 日)		
今回の合宿は各競技連盟等の強化指定選手(都道府県連盟や各市町村連盟を除く)で、合宿に係る補助を支給されている選手が含まれます。 ※該当する選手が含まれる場合、その選手分の宿泊等については対象外として取り扱います。	□ (人)		
合宿参加者数/延べ宿泊数 /奨励金申請額	名/延べ	泊/申請額	円①
※延べ宿泊数は、個人ごとの宿泊数を足して計算してください。			
宿泊所名			
練習等利用施設 (トレーニング等で利用する施設)			
バス等の借上利用状況 発着点⇄町内宿泊施設間	バス借上げ	有 (借上料 円) (申請額 円) ②	無
	レンタカー	有 (利用日数 日間) (申請額 円) ③	無
奨励金申請額合計①+②+③	円		
<p>大崎町スポーツ合宿等奨励金支給要綱第7条の規定により、必要書類を添えて、上記のとおり申請いたします。</p> <p>大崎町長 殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 役 職 氏 名 連絡先</p> <p>※申請者連絡先は合宿期間中も連絡できる連絡先を記載してください。</p>			
宿 泊 実 績 確 認 欄			
<p>申請内容を別添宿泊証明書のとおり確認しました。</p> <p>実績延べ宿泊数 _____ 泊 / 返納額 あり (_____ 円) / なし _____</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 確認者</p>			

※ 宿泊実績等により、奨励金の返納が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

第2号様式（第9条関係）

宿 泊 証 明 書

1. 合宿実施団体名

2. 宿泊者数

宿泊月日	宿泊者数	備考
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
合計（延べ宿泊者数）	人	

上記の内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

宿泊施設名 _____

所在地 _____

代表者 _____ 印